

## 第22回 芝富士地区まちづくり協議会 議事要旨

### (1) 日時

平成27年5月12日(火) 午後6時30分～8時00分

### (2) 場所

芝富士公民館 1階ホール

### (3) 出欠者(会員数11名)

- ・会 員：10名(欠席者1名)
- ・事務局：川口市6名、(株)首都圏総合計画研究所3名

### (4) 議事次第

- 1) 開会
- 2) 今年度の進め方について
- 3) 道路部会の報告
- 4) 公園部会の報告
- 5) 閉会

### 【配布資料】

- ・次第
- ・芝富士地区まちづくり協議会名簿
- ・資料1：今年度の進め方(案)
- ・資料2-1：第4回道路部会記録
- ・資料2-2：第3回芝富士地区まちづくり協議会公園部会議事概要
- ・芝富士地区 地区計画パンフレット



▲当日の意見交換の様子



▲資料の説明の様子

(5) 議事概要 (○：協議会会員、→：事務局)

1) 開会

- ・協議会から今年度会員と体制の報告
- ・事務局から新体制の報告

2) 今年度の進め方について

「事務局より資料1の説明」

- ：見学会の具体的な対象地区は決めているのか。
- ：未定である。部会と一緒に見学に行くのであれば部会側の意見を伺う必要もあると思っ  
ている。コンサルとして他地区の密集事業の紹介は可能である。
- ：部会で諮っていただければと思う。

3) 道路部会の報告

「部会長より資料2-1の説明」

- ：自転車専用レーンについてはどう考えているのか。
- ：8m幅員で、歩道と自転車専用レーンを確保することは難しいことと、住宅地の中  
に自転車専用レーンが必要ではないのでは、という話が道路部会で挙がっている。
- ：歩道を学校側に整備するとあったが、反対側のほうが良いのではないかと。1箇所  
まとめて横断したほうが安全ではないか。
- ：段差があるため難しいのではないかと。
- ：段差は基本的に無くすつもりである。
- ：ホームヘルパーステーション跡地の前など、実際に現場を見ながらもう少し検討を  
したいと考えている。
- ：舗装を色分けして表現する方法もあると思う。いずれにせよ、学校の周辺について  
は子どもたちが登下校しやすい道路にしたい。
- ：色分けは交差点の近くだけで良いと思う。
- ：車道幅員が4mというのは決まりなのか。
- ：国で定められている道路構造令に基づいており、この基準は満たしておきたいと考  
えている。また、いざという時に緊急車両が歩道側を通れる工夫が必要だと思う。一  
方で、そうすると路上駐車されやすくなる可能性もある。
- ：あくまでも車道幅員を4mにするというのは部会で考えている仮案である。今後、  
警察協議などによって変化する可能性はある。
- ：学校側よりも住宅側に歩道があるほうが安全だと思う。
- ：来週の道路部会で本日の意見を紹介しながら検討を続けたい。
- ：1点補足させていただく。ご存じのとおり、当地区の主要区画道路の整備は片側拡  
幅であり、片側の権利者だけに負担を強いることになるため、歩道を拡幅側に整備す  
ることで権利者の合意形成に繋がるのではないかと考えている。

- ：路肩に引いている白い線の意味は何なのか。
- ：外側線と言ひ、規制ではなく安全のための表示である。
- ：緑色に塗装するのは何なのか。
- ：グリーンベルトと言ひ、通学路に多く整備され、注意を喚起するためのものである。  
これらについては、今後の道路部会で道路の担当課から詳しく説明してもらおうと思ふ。
- ：現在、相互通行の部分を一方向通行にすると安全性は向上すると思つてゐるが、交通利便性の観点から合意形成が難しいと思ふ。
- ：公園の脇の南北の部分は一方向通行にしてしまうと交通利便性が悪くなると思ふ。
- ：相互通行は東西軸にもあつたほうが良いと思ふ。
- ：今後も時間をかけて検討を続けていただきたい。

#### 4) 公園部会の報告

「部会長より資料 2-2 の説明」

- ：今週から来週あたりに PTA を 2 名推薦してもらふ予定である。他地区にボールあそびができるよう鳥かごのようにしている公園があるため、参考にしてほしい。
- ：農園を構想として入れているのか。
- ：今のところは構想に入れている。
- ：現在は半分も利用されていない。
- ：農園に限らず、市としては公園用地を買収していくつもりなので、売却してくれそうな土地をお持ちの方がいらっしゃれば、皆さんからご紹介していただけると幸いである。
- ：地区内に促進用地はどのくらいあるのか。
- ：芝富士地区と芝樋ノ爪地区を合わせて 15,000 m<sup>2</sup>ほどある。今後少しずつ買戻していく予定である。なお、芝富士地区で活用可能な面積は、1,600 m<sup>2</sup>程度（公園を除く）である。
- ：それらの促進用地の活用は今後考えるのか。
- ：そのとおりである。

#### 5) 閉会

- ：地区計画のパフレットを全域に配布しないのか。
- ：部数が限られているので全域に配布は難しい。そもそも、今回のパフレットは業者向けに作られており、窓口に来た業者に配布することを想定している。地区計画の内容はこれまでニュースで周知しているので問題はないかと思ふ。実際のパフレットは市街地整備室に来ていただければ見せることはできる。
- ：せめて、主要区画道路にかかっている人には配布してほしい。
- ：本当に部数が少ないので、町会の回覧とさせていただくのはどうだろうか。
- ：町会回覧も 200 部程度必要になってしまう。部数が無いということなので、「こう

いったパンフレットが完成した。市街地整備室に來れば見る事ができる」という旨を文章にしてもらい、それを回覧板で回せば良いと思う。

○：道路整備について、強制執行はしないということだが、そうすると居座られたらどうにもできないということか。

→：そのとおりである。頑張って交渉を続けるしかない。都市計画で定められた道路であれば、事業認可が下りた日から強制執行をすることが法的にできる。東京都では1年に1件程度実施されている。一方で芝富士地区の道路整備は任意事業である。そのため、権利者が嫌だと言え、法的にもどうにもできない。ただし、地区計画で地区施設に定められている部分については、建物を建替える時に下がることになる。

★決定事項

- ・第23回協議会は、平成27年9月8日（火）18時半～、芝富士公民館（ホール）で開催する。

以上